

消費税_{申告}

適格請求書等保存方式
(インボイス制度) の導入

結論

1. 令和5年10月1日～新制度の導入
2. 現在・今後の立ち位置の確認

キーワード

免税事業者

仕入税額控除

目次

1. 申告計算の仕組み
2. 申告書の提出義務者
3. インボイス制度
4. インボイス制度の影響

1. 申告計算の仕組み～その1～

消費税法上の立場の確認

	事業者	一般消費者
売る側	○	×
買う側	○	×

1. 申告計算の仕組み～その2～ (単位:千円)

	売上金額	消費税相当額	請求合計額
売上高	500,000	50,000	550,000
仕入高 <small>外注費 その他経費</small>	400,000	40,000	440,000

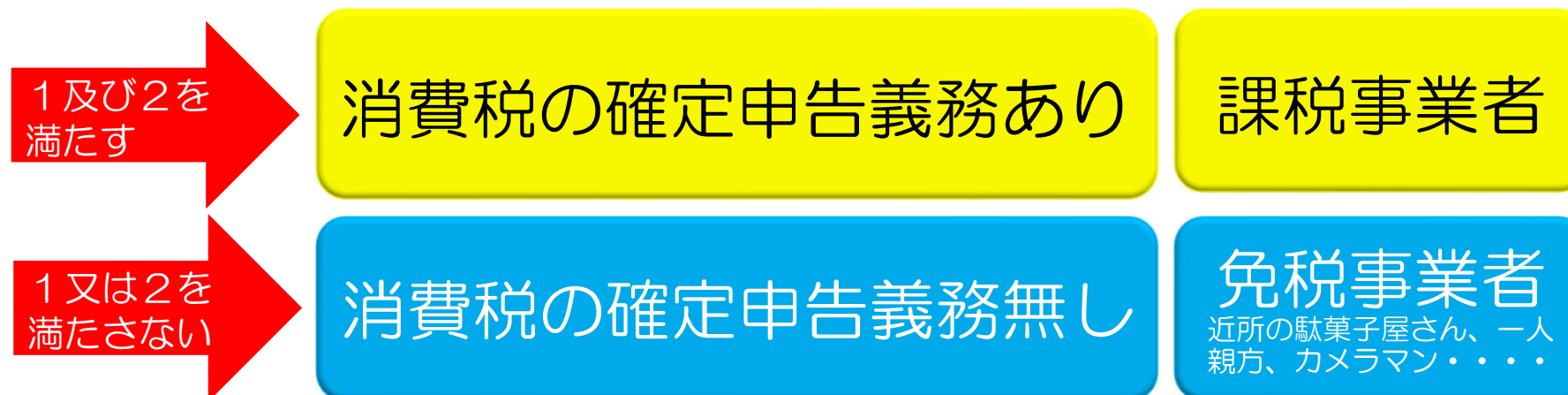
申告計算

$$50,000 \text{ (預かった消費税)} - 40,000 \text{ (支払済み消費税)} = 10,000 \text{ (申告納付額)}$$

仕入税額控除の存在！

2. 申告書の提出義務者～その1～

条件	
1	事業者（法人及び個人事業主）が事業として行う
2	一定の時期の課税売上高が1,000万円を超える



2. 申告書の提出義務者～その2～

	売上金額	消費税相当額	請求合計額
売上高	500,000	50,000	550,000
仕入高(課税事業者から)	200,000	20,000	220,000
仕入高(免税事業者から)	200,000	20,000	220,000

申告計算

$$50,000 \text{ (預かった消費税)} - 40,000 \text{ (支払済み消費税)} = 10,000 \text{ (申告納付額)}$$

仕入税額控除の存在！

2. 申告書の提出義務者～その3～

課税事業者のケース	売上金額	消費税相当額	請求合計額
売上高	500,000	50,000	550,000
仕入高	400,000	40,000	440,000
申告計算	50,000 (預かった消費税)	— 40,000 (支払済み消費税)	= 10,000 (申告納付額)

免税事業者のケース	売上金額	消費税相当額	請求合計額
売上高	500,000	50,000	550,000
仕入高	400,000	40,000	440,000
申告計算	不要→納付「0円」		



3.インボイス制度～その1～

概要

税務署に申請し登録を受けた「課税事業者」※1が交付する
請求書※2の保存が仕入税額控除の要件となる。

※1 適格請求書発行事業者

※2 適格請求書（インボイス）→納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問わない



消費税法上では4種類の事業者へ

現状	登録の有無	登録後		消費税控除計算
課税事業者	○	適格請求書発行事業者	課税事業者	○
	×	-	課税事業者	×
免税事業者	○	適格請求書発行事業者	課税事業者	○
	×	-	免税事業者	×

4.インボイス制度の影響～その1～

現状	登録の有無	登録後		消費税 控除計算	
課税事業者	○	適格請求書発行事業者	課税事業者	○	A
	×	-	課税事業者	×	B
免税事業者	○	適格請求書発行事業者	課税事業者	○	C
	×	-	免税事業者	×	D

	売上金額	消費税相当額	請求合計額	控除
売上高	500,000	50,000	550,000	
仕入高 (A)	100,000	10,000	110,000	○
仕入高 (B)	100,000	10,000	110,000	×
仕入高 (C)	100,000	10,000	110,000	○
仕入高 (D)	100,000	10,000	110,000	×

申告計算

預り消費税－支払い消費税：
50,000－10,000－0－10,000－0＝30,000

4.インボイス制度の影響～その2～

「免税事業者」の選択肢。

現状	登録の有無	登録後		消費税 控除計算	
課税事業者	○	適格請求書発行事業者	課税事業者	○	A
	×	-	課税事業者	×	B
免税事業者	○	適格請求書発行事業者	課税事業者	○	C
	×	-	免税事業者	×	D

選択肢 1

免税事業者の方々にお願いし、
インボイス制度に登録してもう。
結果、課税事業者になっていただき、
こちら側の消費税負担を増加させない。

選択肢 2

免税事業者の方々のインボイス制度への
未登録を許容してお付き合いをする。
結果、消費税負担をこちら側で負担する。

4.インボイス制度の影響～その3～

運用スケジュール（いきなり開始ではないこと説明）

令和3年10月1日～	令和5年10月1日～	令和8年10月1日～	令和11年10月1日～
登録開始	運用開始 経過措置 1	運用開始 経過措置 2	インボイス 制度完成
100% 控除	80% 控除	50% 控除	0% 控除
50,000-40,000 =10,000	50,000-32,000 =18,000	50,000-20,000 =30,000	50,000-0 =50,000

4.インボイス制度の影響～その4～

- 接待交際費
- 健康診断料

細かな話だが塵も積もれば・・・・・・・・
登録事業者の選択？

◆ 国税庁作成パンフレット

「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

◆ 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm